

神奈川県各市 議会基本条例 反問権についての記述

横須賀市第16条2

議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、**質疑等の趣旨を確認するための発言**をすることができる。

茅ヶ崎市第12条2

説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、**質疑又は質問の趣旨を確認するための発言**をすることができる。

川崎市第11条2

市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の**質疑又は質問の趣旨を確認するため発言**をすることができる。

秦野市第11条3

議会は、会議又は委員会において議長又は委員長の許可を得て行われた市長等からの**逆質問**に対し、**誠実に対応するものとする**。

小田原市第9条

本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、議員から質疑又は質問を受けたときに、**その論点を明らかにするため**、本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員長の許可を得て、**当該議員に対し反問**することができる。

藤沢市第11条3

市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、**議案に対する質疑又は一般質問**に対し、**反問**することができる。

（神奈川ネット意見）

・議員の資質向上のため反問権を導入するなら、ただ趣旨や論点を確認するためだけでなく、なぜそのような主張をするのか、どういう理由で提案するのかなど、市長等の質問に対し議員が答えることで、市民の理解がより進むようにするために行うべきと考える。よって藤沢市の記述がよいように思う。反問が行われる可能性があるのは、議案、一般質問ではあるが、本会議及び委員会の各場面で行えるようにするためには、限定する書き方ではなく、下記のような条文にするとよいと思う。（主に小田原市の条文参照）

・本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質疑又は質問を受けたときに、本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員長の許可を得て、**当該議員に対し反問**することができる。